

## 青森大学新学部設置推進委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、経営学部、社会学部、ソフトウェア情報学部を基盤とした新学部の設置を円滑に進めるために組織される新学部設置推進委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 委員会は、平成27年5月の青森山田学園理事会で決定されたグランドデザインに基づき、学園改革室と連携の下、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 新学部の設置に関する事項
- (2) その他、新学部の設置に付帯する全ての事項

### (組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 学部長
- (3) 学長補佐
- (4) その他、学長が指名する者

### (委員長)

第4条 委員長は、青森大学学長に指名された者をもって充てる。

### (副委員長)

第5条 副委員長は、学長が指名する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

2 委員会は委員の過半数の出席にて成立する。<sup>[1]</sup><sub>[2]</sub>

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において行う。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。